「医療連携薬剤師」認定のご案内

■ 領域別「医療連携薬剤師」認定対象者

　認定制度の対象者は、主に保険薬局における日常の実務経験に基づいたものであって、申請領域で一定水準以上の知識・技能を兼ね備え、さらに臨床活動、学術･研究活動の実績を有する薬剤師である。

■ 領域別「医療連携薬剤師」制度の目的

　薬の専門家として広範にわたる知識と技能を備えた薬剤師を社会に認知してもらい、高度化する医療の中で良質かつ安全な薬物療法の提供を目的としています。

《認定の要件》

認定申請する者は、以下の条件をすべて満足する者であることを要する。

1. NPO法人健康サロンの会員であること。(正会員又はサポート会員)
2. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての品位を備えていること。
3. 調剤の実務に従事して2年以上経過していること。
4. 薬学に関する学会での発表が１回以上あり、そのうち本人が筆頭発表者となった発表を1回

以上含むこと。

1. 日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」を取得していること。
2. 申請領域の患者への薬学的アプローチの実績10症例（複数の医療機関と連携していること）のレポート提出が出来ること。
3. 推薦状1通を提出できること(所属施設管理者の推薦状1通)。

但し申請者が管理者である場合はこの限りでない。

《認定更新時の要件》

認定更新を申請する者は、以下の条件をすべて満足する者であることを要する。

(1)NPO法人健康サロンの会員であること。

(2)薬学に関する学会での発表が１回以上あり、そのうち本人が筆頭発表者となった発表を1回

以上含むこと。

(3)日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」を取得していること。

(4)認定申請領域の患者への薬学的アプローチの実績10症例（複数の医療機関と連携していること）を満たしていること。

(5)推薦状1通を提出できること(所属施設の管理者の推薦状1通)。

但し申請者が管理者である場合はこの限りでない。

(6)更新時に別に定める条件を満たすこと。